

表255 食品等の官能検査（保健所）

	検査した検体数 (実数)	違反した検体数 (実数)	違反理由	
			第19条第2項	その他
魚介類	7,376	1	1	-
冷凍食品				
無加熱摂取冷凍食品	214	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1,156	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	974	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	285	-	-	-
魚介類加工品（びん・かん詰除く）	4,057	-	-	-
肉卵類及びその加工品（"）	10,464	6	6	-
乳、乳製品及び乳類加工品	8,027	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	1,872	5	5	-
穀類及びその加工品（びん・かん詰除く）	3,732	11	6	5
豆類及びその加工品（"）	2,350	-	-	-
野菜類・果物及びその加工品（"）	9,835	11	9	2
菓子類	13,012	67	67	-
清涼飲料水	5,110	3	3	-
酒精飲料	2,131	-	-	-
氷雪	124	-	-	-
水	299	-	-	-
かん詰びん詰食品	2,604	-	-	-
その他の食品	12,991	24	24	-
添加物及びその製剤	446	-	-	-
器具及び容器包装	2,647	-	-	-
おもちゃ	420	-	-	-
総数	90,126	128	121	7

資料：健康安全部健康危機管理担当